

第18号議案

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

令和3年度から令和5年度までの第8期芦屋市介護保険事業計画の策定に伴い保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令等の一部改正に伴い保険料段階の判定に係る基準を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例

芦屋市介護保険条例（平成12年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料率)	(保険料率)
第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第4条 <u>平成30年度から平成32年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,440円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,880円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,600円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,080円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,600円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,320円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,240円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,280円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,880円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,880円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>75,720円</u>	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>72,360円</u>
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3	ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3

改正後	改正前
<p>3条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項，<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には，零とする。</u>以下同じ。)が120万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第8号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>86, 040円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>103, 320円</u></p> <p>ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としな</p>	<p>3条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下<u>この項において同じ。</u>)が120万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第8号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>82, 320円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第9号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>98, 760円</u></p> <p>ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としな</p>

改正後	改正前
<p>い状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>110, 160円</u></p> <p>ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>120, 480円</u></p> <p>ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>128, 760円</u></p> <p>ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>135, 960円</u></p> <p>ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である</p>	<p>い状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第10号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>99, 120円</u></p> <p>ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第11号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>115, 200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ，第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>123, 120円</u></p> <p>ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満である者であり，かつ，前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>123, 480円</u></p> <p>ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である</p>

改正後	改正前
<p>者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>148,080円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>154,920円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,760円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>34,440円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>48,240円</u>とする。</p>	<p>者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>131,760円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>135,000円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,800円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,760円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>46,200円</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(令和3年度における保険料率の特例)

3 第4条第1項第2号に該当する第1号被保険者の令和3年度の保険料率は、同号の規定にかかわらず、50,040円とする。

(令和3年度における保険料の減額賦課に係る保険料率の特例)

4 第4条第1項第2号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度の保険料率は、同号、同条第3項及び前項の規定にかかわらず、32,760円とする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

5 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

6 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

7 第5項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

参 照 1

芦屋市介護保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

令和3年度から令和5年度までの第8期芦屋市介護保険事業計画の策定に伴い保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令等の一部改正に伴い保険料段階の判定に係る基準を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 保険料率の改定

第8期芦屋市介護保険事業計画期間のサービス量等の推計により、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を次のとおり改定する。

(第4条、改正附則第3項及び第4項関係)

保険料率

改正案			現 行		
保険料 段階	保険料率		保険料段階	保険料率	
	月額	年額		月額	年額
第1段階		1,730円	20,760円	第1段階	1,650円 19,800円
第2段階	R3年度	2,730円	32,760円	第2段階	2,480円 29,760円
	R4～R5年度	2,870円	34,440円		
第3段階		4,020円	48,240円	第3段階	3,850円 46,200円
第4段階		5,020円	60,240円	第4段階	4,940円 59,280円
第5段階		5,740円	68,880円	第5段階	5,490円 65,880円
第6段階		6,310円	75,720円	第6段階	6,030円 72,360円
第7段階		7,170円	86,040円	第7段階	6,860円 82,320円
第8段階		8,610円	103,320円	第8段階	8,230円 98,760円
第9段階		9,180円	110,160円	第9段階	8,260円 99,120円
第10段階		10,040円	120,480円	第10段階	9,600円 115,200円
第11段階		10,730円	128,760円	第11段階	10,260円 123,120円
第12段階		11,330円	135,960円	第12段階	10,290円 123,480円
第13段階		12,340円	148,080円	第13段階	10,980円 131,760円
第14段階		12,910円	154,920円	第14段階	11,250円 135,000円

- (2) 介護保険法施行令等の一部改正により、令和3年度から令和5年度までの保険料額の算定における合計所得金額の規定が改められたことによる改正

(改正附則第5項から第7項まで関係)

保険料額算定の基礎となる合計所得金額の計算に当たり、給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を限度に控除して計算する。

- (3) 租税特別措置法等の一部改正により、長期譲渡所得に係る控除についての規定が改められたことによる改正（第4条関係）

保険料額算定の基礎となる合計所得金額の計算に当たり、個人が低未利用土地等を譲渡（譲渡価格が500万円以下等の要件を満たすもの）した場合には、当該譲渡に係る長期譲渡所得から100万円を上限とする額を控除した額を用いて計算する。

- (4) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 令和3年4月1日
- (2) 改正後の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

介護保険法施行令抜粋

(特別の基準による保険料率の算定)

第39条 前条第1項の規定にかかわらず，特別の必要がある場合においては，市町村は，基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において，市町村は，第9号に掲げる第1号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づいて更に区分し，当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

(1) 次のいずれかに該当する者 10分の5を標準として市町村が定める割合

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって，次のいずれかに該当するもの（ロに該当する者を除く。）

(1) 市町村民税世帯非課税者

(2) 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ロ 被保護者

ハ 市町村民税世帯非課税者であって，当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万円以下であり，かつ，イ，ロ又はニに該当しないもの

ニ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（(1)に係る部分を除く。），次号ロ，第3号ロ，第4号ロ，第5号ロ，第6号ロ，第7号ロ，第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者 10分の7.5を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であって，当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が120万円以下であり，かつ，前号に該当しないもの

ロ 要保護者であって，その者が課される保険料額についてこの号の区分による

割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）

- (3) 次のいずれかに該当する者 10分の7.5を標準として市町村が定める割合
イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前2号に該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）

- (4) 次のいずれかに該当する者 10分の9を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万円以下であり、かつ、前3号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）

- (5) 次のいずれかに該当する者 10分の10を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）

- (6) 次のいずれかに該当する者 10分の10を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合

2 市町村は、前項の規定により、同項各号に定める割合、同項第6号イ、第7号イ、第8号イ及び第9号イに規定する額並びに同項第9号に掲げる第1号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

(第3項及び第4項省略)

- 5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から10分の2を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
- 6 第1項第2号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から10分の2.5を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。
- 7 第1項第3号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に同号に定める割合から10分の0.5を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

附 則

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第23条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第38条第1項（第6号イ、第7号イ及び第8号イに係る部分に限る。）及び第39条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ及び第9号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第38条第1項第6号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
 - 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

平成30年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除の額を10万円引き下げるとともに、基礎控除の額を10万円引き上げることとされた。これに伴い、介護保険料額の算定の際に意図せざる影響や不利益が生じないようにするため、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれる場合には、当該所得の合計額から10万円を控除することとする。

【合計所得金額について】

ア. 公的年金等の収入額70万円，給与収入金額500万円の場合

(例)		【税制改正前】	【税制改正後】
公的年金 → 70万円	公的年金等控除適用後 の年金所得	0円 (70万円－120万円)	0円 (70万円－110万円)
+	+	+	+
給与収入 → 500万円	給与所得控除適用後 の給与所得	346万円 (500万円－(500万円 ×20%＋54万円))	356万円 (500万円－(500万円 ×20%＋44万円))
=合計所得金額		<u>346万円</u>	<u>356万円 (※10万円を控除する⇒346万円)</u>

イ. 公的年金等の収入額150万円の場合

(例)		【税制改正前】	【税制改正後】
公的年金 → 150万円	公的年金等控除適用後 の年金所得	30万円 (150万円－120万円)	40万円 (150万円－110万円)
=合計所得金額		<u>30万円</u>	<u>40万円 (※10万円を控除する⇒30万円)</u>

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置

地方部を中心に全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する低額の低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得を控除することで、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地の発生予防を図る。

低額な不動産取引の課題

想定したよりも
売却収入が低い

相対的に譲渡費用
(測量費、解体費等)
の負担が重い

様々な費用の支出があつた上に、さらに課される譲渡所得税の負担感が大きい

土地を売らずに、低未利用地（空き地）として放置

売却時の負担感を軽減することで売却インセンティブを付与し、土地に新たな価値を見いだす者への譲渡を促進

新たな特例措置の概要

※令和2年7月1日～令和4年12月31日

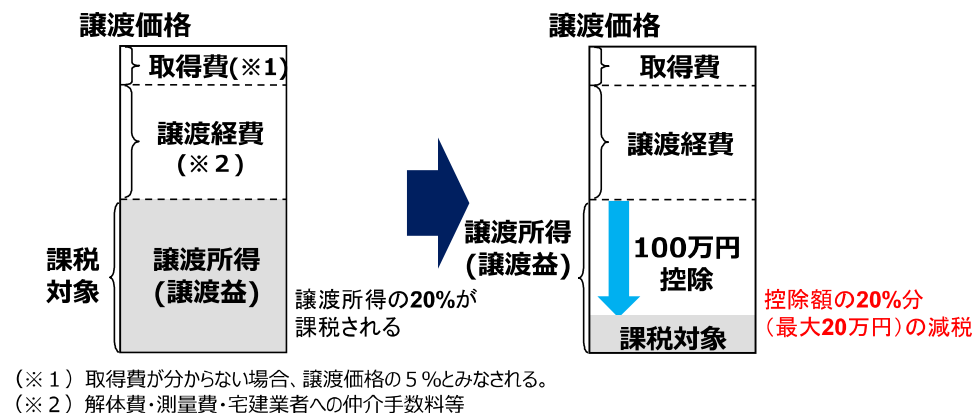
- ・土地とその上物の取引額の合計が500万円以下
- ・都市計画区域内の低未利用土地等

※譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主が利用の意向を有することについて市区町村が確認したものに限る。

の要件を満たす取引について、売主の長期譲渡所得を100万円控除。

- 新たな利用意向を示す新所有者による土地の適切な利用・管理
- 土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化
- 所有者不明土地の発生予防

特例適用イメージ



利活用されていない少額の空き地等の活用イメージ

(出典: Google Maps)



鹿児島県いちき串木野市(土地)
譲渡額約350万円



三重県津市(土地)
譲渡額約270万円



新潟県燕市(土地)
譲渡額約350万円



- ・ 移住者等の居住、店舗、事務所、アトリエ等の利用
- ・ 隣地所有者による管理・利活用